

令和7年5月30日

生活指導の方針

八王子市立みなみ野小中学校

- 1 思いやりがあり、優しさをもった豊かな心を育成し、健康で安全・安心な学校生活を送れるよう、基本的な生活習慣を身に付ける。
 - (1) 一人一人の児童・生徒の良さを認め、自己肯定感、自己有用感など自尊感情を高めるような学級経営に努める。
 - (2) 小・中合同のあいさつ運動を通じて、規律ある学校生活を送れるようにする。
 - (3) 時・場所・場面に応じた言動のできる児童・生徒を育てる。
- 2 いじめを絶対に許さない指導を徹底する。
 - (1) 「八王子市いのちの大切さを共に考える日」の取組として、校長の「いのちの講話」を受け、特別の教科 道徳、学級活動、各教科で命に関する授業を実践する。
 - (2) 悩み事があるときに、周りの大人が支える相談体制を構築し、児童・生徒の誰もが「相談できる大人がいる」と答えられるようにする。
 - (3) 日頃の児童・生徒の様子に目を配り、いじめアンケートや「子ども見守りシート」を活用するなどして、いじめの未然防止・早期解決を図る。学校いじめ対策委員会を中心に組織として初期対応を素早く行い、被害児童・生徒に真摯な態度で寄り添う。また、被害・加害保護者双方への納得と合意の下に問題の解決を図り、会議録などは所定の様式に沿って記録を残す。
- 3 不登校を生み出さない学級・学年づくりに取り組むとともに、一人一人に応じた方策を検討し、支援を実施する。
 - (1) 「優しさ」「思いやり」のある人権に配慮した言語環境、教室環境づくりに努める。
 - (2) 不登校傾向の児童・生徒に対しては、登校支援コーディネーター（不登校担当教員）を中心に、校内及び関係機関と連携してきめ細かな支援を行う。また、「学校と家庭の連携推進事業」や不登校対応巡回教員を活用して、児童・生徒一人一人の状況に応じた柔軟な学びを実現する。
- 4 生活指導に係る諸問題の解決のために、保護者及び関係諸機関と連携を図る。
 - (1) 問題行動や気になる事案があった場合は、初動を迅速に行い、生活指導部を中心に組織的に対応する。
 - (2) 保護者及び関係機関との連携を密に行い、日常的な情報共有を図る。
- 5 施設一体型小中一貫校として、小・中学校全体での一貫性のある組織的な生活指導の徹底を図り、小・中のギャップを防止し、円滑な接続を行う。
 - (1) 児童・生徒の参画による「みなみ野っ子の約束」「学校生活のきまり」の見直しを行い、児童・生徒が自ら校則を守ろうとする意識を醸成する。
 - (2) 小・中学校共通で一貫性のある指導を行う。
 - (3) 「みなみ野小中学校 いじめ防止SNSルール」の徹底など、情報モラルの充実を図り、相手の気持ちを考えたネット社会の一員となるような指導を行う。